



法令遵守規定

特定非営利活動法人愛コープ

(目的及び適用範囲)

第1条 特定非営利活動法人愛コープ港北法令遵守規定(以下、「規定」という。)は、特定非営利活動法人愛コープ港北(以下、「法人」という。)が運営する介護保険事業、障害者総合支援法に基づく事業を含む全ての事業について、法令を遵守し、業務が適正に遂行することを目的として定める。

(基本方針)

第2条 法人が行う全ての事業を適正に行うために、以下を法人の基本方針とする。

- ① 事業を行うに際しては、法令を遵守し、違法行為は行わないものとする。
- ② 法令遵守のために必要な法人の組織体制を整備する。
- ③ 法令遵守責任者は、理事長の命を受け、法人の管理者と連携し、適正な事業運営を確保する。

(法令遵守責任者)

第3条 理事長は、法令遵守責任者を法人に1名配置するものとする。

- 2 前項の法令遵守責任者は、理事長又は理事長の命を受けた監督・管理の地位にある者を充てるものとする。
- 3 法令遵守責任者は、副法令遵守責任者を事業所ごとに選任することができるものとする。

(法人組織体制の整備)

第4条 法人の事業を推進し適正に業務を遂行するための組織体制は、別紙1に定めるものとする。

- 2 法人の事業の最高責任者は理事長とする。
- 3 法人の各事業部門の責任者は、管理者とする。

(法令遵守責任者の業務)

第5条 法令遵守責任者は、法人の事業が法令遵守により遂行されるよう、法人の理事会と連携し、以下の業務を行うものとする。

- ① 法人及び事業の組織体制に関する提案
- ② 法令遵守に関する本規定の制定及び改定
- 2 法令遵守責任者は、必要に応じて法人内の会議を開催し、法人の事業遂行状況を法令遵守の観点から確認するものとする。

(管理者の役割)

第6条 法人の管理者は、各事業部門の責任者として、自らが責任を担う事業について職員と連携しながら法令遵守を徹底し、業務を遂行するものとする。

- 2 法人の管理者は、自らが責任を担う事業が法令に遵守しているかを、必要に応じて法令遵守責任者に

確認するものとする。また、各管理者は、必要に応じて監督官庁に確認を求めるものとする。

- 3 管理者は、職員が法令を遵守しつつ業務を遂行するよう必要な指示命令をするものとする。この場合原則として、法人組織図に基づいて行われるものとする。
- 4 管理者は、必要に応じて職員に法令遵守に関する研修を企画し、実施するものとする。

(職員の責務)

第7条 職員は第2条に定める基本方針に基づき、日々の業務を行うものとする。

- 2 職員は、自らも専門職としての職業倫理を身につけ、また、介護保険法、障害者総合支援法その他関係法令を理解しつつ遵守し、日常の業務を遂行しなければならない。
- 3 職員は、法令遵守の視点から疑わしい事象がある場合は、自らの上司または管理者、必要に応じて法令遵守責任者に報告しなければならない。

(教育及び研修)

第8条 第6条第4項に定める研修は、各管理者が行うと共に、法令遵守責任者も必要に応じて企画し、実施するものとする。

(職場環境の整備)

第9条 役員等は、法人の事業活動の実施に当たり責任ある行動の実践と不正行為の防止を図る為には、公正な業務遂行を重視する職場環境の確立が重要であることを自覚し、事業所における職場環境の質的向上に積極的に取り組むものとする。

(利益相反)

第10条 役員等は、法人の事業活動の実施に当たり、個人と組織、あるいは異なる組織との利益の衝突に細心の注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応するものとする。

(法令等違反の通知)

第11条 役員等は、法人の事業活動全般、経理事務において、不正な行為処理を発見した場合は、直ちに管理者、必要に応じて法令遵守責任者に通報するものとする。

- 2 管理者は、役員等からの不正発見の届出があった場合は、直ちに是正措置を行うとともに、法令遵守責任者へ報告する。
- 3 法令遵守責任者は、報告のあった事案のうち、重要な事案については、法令遵守委員会を開催し対応を協議するものとする。必要に応じて監督官庁に報告をするものとする
- 4 役員等は、不正行為の事案によっては法令遵守責任者へ直接報告をすることができる。この場合、管理者は、当該役員にいかなる不利益行為をしてはならない。

(処分)

第12条 法令違反する行為を行った職員は、法人の就業規則に基づき懲戒されるものとする。

(規定の改定)

第13条 この規定の改定を行った場合は、速やかに監督官庁に提出するものとする。